

札幌市中央区幌西地区連合町内会会則

第 1 章 総 則

(名称および事務所)

第 1 条 本会は札幌市中央区幌西地区連合町内会と称し、事務所を幌西会館内におく。

(目的)

第 2 条 本会は、札幌市中央区幌西地区所在町内会の連合組織として関連諸団体（公的）と連携のもとに地区住民の親睦を図り、連帯意識を高め、福祉を増進して住みよい地域社会をつくることを目的とする。

(組織)

第 3 条 本会は、本会の区域内に所在する単位町内会の連合組織である。

第 2 章 事 業

(事業)

第 4 条 本会は、その目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 地区住民の福祉の向上と健康の増進並びに住みよい環境づくりの推進
- (2) 地区住民に対する広報活動と伝達
- (3) 行政機関その他公的機関との連絡協調
- (4) 単位町内会および各種団体相互間の連絡並びに調整
- (5) 単位町内会事業に対する助成
- (6) 幌西会館の運営
- (7) その他本会の目的達成のため必要とする事業

第 3 章 会 費

(会費)

第 5 条 単位町内会は別に定める会費を負担しなければならない。

第 4 章 機 構

(機構)

第 6 条 本会はその事業の運営をするため次の部をおき業務を分担するとともに、それぞれの関係機関・団体との連絡調整にあたる。

- (1) 総務部 事業計画、事業報告の作成、各部との連絡調整その他各部に属さない業務
- (2) 財務部 予算・決算の作成、金銭の出納、募金業務等
- (3) 福祉部 地域における社会福祉活動を推進し、その向上をはかる。
- (4) 環境部 環境衛生関係の美化、整備の推進等
- (5) 保健部 保健衛生活動の推進および地域住民の健康保持等
- (6) 交通部 交通安全運動の住民意識の高揚と実践等
- (7) 防災部 地域における防火活動（少年消防クラブの活動に関することを含む）、防災運動の推進等
- (8) 防犯部 防犯意識の啓蒙、防犯運動の推進等
- (9) 女性部 女性活動の推進、その他諸事業への参加協力等
- (10) 青少年部 青少年団体の育成、強化をはかり、地区青少年育成委員会と連携のもとに青少年の健全育成をはかる。
- (11) 厚生部 体育、文化活動など地域住民の厚生事業に関する事等。

第 5 章 役 員

(役員)

第7条 本会に次の役員をおく。

会 長 1 名
副会長 3 名以内
理 事 若干名
部 長 若干名
監 事 3 名以内

- 2 会長、副会長および監事は単位町内会長より互選し、総会において承認を受ける。
- 3 理事には単位町内会長がこれにあたる。
- 4 部長は単位町内会長会で選任し、会長が委嘱する。
- 5 役員任期は2年とする。
- 6 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

第 6 章 役員職務

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、予め定めた順序によりその職務を代行する。
- 3 副会長は各部を管掌し、正副会長会により協議した特別業務を担当する。
- 4 理事は会務を分担し、その執行にあたる。
- 5 部長は会務を分掌し、その執行にあたる。
- 6 監事は、事業の執行状況および会計を監査する。

第 7 章 顧問等

(顧問等)

第9条 本会に名誉会長、顧問、相談役をおくことができる。

- (1) 名誉会長、顧問、相談役は単位町内会長会の同意を得て会長が委嘱する。
- (2) 名誉会長、顧問、相談役は会議に出席して意見を述べることができる。
- 2 各部は、必要に応じ副部長を選任することができる。

第 8 章 会 議

(会議)

第10条 本会の会議は総会、単位町内会長会（会長会と称する）及び役員会とする。

- 2 会議は会長が招集するものとし、総会の議長はその都度定め、会長会及び役員会の議長は会長がこれにあたる。
- 3 会議の招集には、あらかじめその目的を明示することを原則とする。
- 4 総会は定時総会および臨時総会とする。
- 5 定時総会は、毎年5月に開催し、次の事項を審議する。
 - (1) 事業並びに決算報告
 - (2) 事業計画および収支予算
 - (3) 役員改選
 - (4) 会則改正
 - (5) その他重要事項
- 6 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または単位町内会長の過半数の要請があった

とき開催する。

- 7 総会は、単位町内会の代表3名をもって構成する。
- 8 会長会は、必要に応じ人事その他重要事項を協議する。
- 9 役員会は役員全員で構成し、総会に提出すべき議案および各部の事業執行の大綱を審議する。
- 10 会議は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第 9 章 会 計

(経費)

第11条 本会の経費は、会費、補助金、寄附金およびその他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第10章 表 彰 等

(表彰)

第13条 本会に、特に功労のあった者については、役員会に諮り表彰することがきる。

付 則

この会則は、昭和47年4月1日から施行する。

付 則

この会則は、昭和55年5月20日から施行する。

付 則

この会則は、昭和63年5月31日から施行する。

付 則

この会則は、平成5年6月3日から施行する。

付 則

この会則は、平成7年5月22日から施行する。

付 則

この会則は、平成10年5月26日から施行する。

付 則

この会則は、平成15年5月23日から施行する。

付 則

この会則は、平成16年5月25日から施行する。

付 則

この会則は、平成21年5月22日から施行する。